

第 6330 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 28日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 法人への遺贈

**Q** : 同族会社に財産の遺贈するとどのようになりますか？

**A** : その遺贈によって特定の者の税負担が不当に減少すると認められる場合は、その法人を個人とみなして相続税が課せられることとなっています。

### 【解説】

相続税では、持分のない法人に対して贈与又は遺贈があった場合において、その贈与又は遺贈によりその贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その法人を個人とみなして、相続税又は贈与税を課することとされています。

これは、法人を使った租税回避を防止するための規定ですので、次のような場合や不当に税負担が減少する結果とならない場合は、適用されません。

次の親族等の数が役員等の数のうちに占める割合が3分の1以下であること。

- イ) 親族である役員等と婚姻していないが事実上婚姻関係にある者
- ロ) 親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ハ) イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- ニ) 親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、一定の法人の役員又は使用人である者

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

